

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正		現 行	
別記（第一条関係） 番号 第一（第三） 南極特 別保護地 区	名称 （略）	指定文 （略）	別記（第一条関係） 番号 第一（第三） 南極特 別保護地 区
第四南極 特別保護 地区	バレニー諸島の サブリーナ島	この地区は、バレニー諸島の 中のバックル島の南約3キロ メートルのところにあるサブ リーナ島から成る。	第四南極 特別保護 地区
第五（第 二十）南 極特別 保護地 区	（略）	（略）	第五（第 二十）南 極特別 保護地 区
第二十一 南極特別 保護地区	ロス島のロイズ 岬	この地区は、南緯77度33分12 秒東経166度9分25秒の地点を 起点とし、同地点と南緯77度 33分11秒東経166度9分33秒の 地点を結ぶ直線、同地点と南 緯77度33分11秒東経166度9分 46秒の地点を結ぶ直線、同地 点と南緯77度33分13秒東経16 6度10分1秒の地点を結ぶ直線 、同地点と南緯77度33分15秒 東経166度10分5秒の地点を結 ぶ直線、同地点と南緯77度33 分16秒東経166度10分6秒の地 点を結ぶ直線、同地点と南緯 77度33分14秒東経166度10分2 2秒の地点を結ぶロイズ岬の 海岸線、同地点と南緯77度33 分27秒東経166度11分8秒の地 点を結ぶ直線、同地点と南緯	第二十一 南極特別 保護地区
			この地区は、ロッキ岬の北 端（南緯77度30分35秒東経16 6度14分12秒）を起点とし、 同地点からロス島の西海岸線 を南南西に進み、ロイズ岬の 西端（南緯77度33分12秒東経 166度9分25秒）に至り、同地 点から東方、北から69度の方 角に引いた直線を北東に進み 、南緯77度33分11秒東経166 度9分33秒の地点に至り、同 地点から南緯77度33分11秒の 緯度線を東に進み、ポニー湖 の北西に30メートルのところ にある地点（南緯77度33分11 秒東経166度9分46秒）に至り 、同地点から東方、北から11 6度の方角に引いた直線を東 南東に進み、当該湖の東に25

第二十二 極地特 別保護 地区	(略)	(略)
第二十五 極地特 別保護 地区	サウス・シ ェトラン ド諸島の キング・ジ ョーゾ半 島のファ イルズ	この地区は、 <u>ファイ イルズ半島</u> 西部にあり、 <u>南緯 62度12分30 秒</u> 西経 <u>58度59分10 秒</u> の地点を 起点とする標高 <u>55 m</u> の等高線 に囲まれた区域、 <u>南緯 62度11分30 秒</u> 西経 <u>58度56分24 秒</u> の地

77度33分12秒東経166度8分10秒の地点を結ぶロイズ岬の最大高潮時海岸線から500メートル離れたところにある線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

第二十二 極地特 別保護 地区	(略)	(略)
第二十五 極地特 別保護 地区	サウス・シ ェトラン ド諸島の キング・ジ ョーゾ半 島のファ イルズ	この地区は、 <u>ファイ イルズ半島</u> 西部にあり、 <u>南緯 62度11分5 秒</u> の緯度線、 <u>西経 58度55分40 秒</u> の経度線、 <u>南緯 62度11分35 秒</u> の緯度線及び <u>西経 58度56分40 秒</u> の経度線により囲まれた

メートルのところにある地点(南緯77度33分13秒東経166度10分1秒)に至り、同地点から東方、北から163度の方向に引いた直線を南南東に進み、ロイズ岬の東端(南緯77度33分16秒東経166度10分6秒)に至り、同地点からロイズ岬の海岸線を北東に進み、デリック岬の先端(南緯77度33分14秒東経166度10分22秒)に至り、同地点から東方、北から142度の方向に引いた直線を南東に進み、デリック岬の先端から500メートル離れたところにある地点(南緯77度33分28秒東経166度11分8秒)に至り、同地点からロス島の最大高潮時海岸線から500メートル離れたところにある線を北に進み、起点から500メートル離れたところにある地点(南緯77度30分20秒東経166度14分12秒)に至り、同地点から東経166度14分12秒の経度線を南に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

点を起点とし、同地点と南緯  
 62度11分14秒西経58度56分29  
 秒の地点を結ぶ直線、同地点  
 と南緯62度11分15秒西経58度  
 56分12秒の地点を結ぶ標高80  
 メートルの等高線、同地点と  
 南緯62度11分26秒西経58度56  
 分15秒の地点を結ぶ直線及び  
 同地点と起点を結ぶ直線によ  
 り囲まれた区域、南緯62度11  
 分37秒西経58度56分21秒の地  
 点を起点とし、同地点と南緯  
 62度11分30秒西経58度56分24  
 秒の地点を結ぶ直線、同地点  
 と南緯62度11分27秒西経58度  
 56分15秒の地点を結ぶ直線、  
 同地点と南緯62度11分28秒西  
 経58度56分8秒の地点を結ぶ  
 直線、同地点と南緯62度11分  
 29秒西経58度55分50秒の地点  
 を結ぶ直線、同地点と南緯62  
 度11分31秒西経58度55分50秒  
 の地点を結ぶ直線、同地点と  
 南緯62度11分32秒西経58度56  
 分5秒の地点を結ぶ直線、同  
 地点と南緯62度11分33秒西経  
 58度56分13秒の地点を結ぶ直  
 線、同地点と南緯62度11分36  
 秒西経58度56分12秒の地点を  
 結ぶ直線及び同地点と起点を  
 結ぶ直線により囲まれた区域  
 、南緯62度9分15秒西経58度5  
 5分25秒の地点を起点とし、  
 同地点と南緯62度8分45秒西  
 経58度54分40秒の地点を結ぶ  
 直線、南緯62度8分45秒の緯  
 度線、西経58度54分の経度線  
 、南緯62度8分52秒西経58度5  
 4分の地点と南緯62度9分20秒  
 西経58度55分13秒の地点を結

区域並びに南緯62度12分25秒  
 の緯度線、西経58度58分20秒  
 の経度線、南緯62度12分45秒  
 の緯度線及び西経58度59分30  
 秒の経度線により囲まれた区  
 域(次の地図の斜線部分)か  
 ら成る。

ぶ直線、同地点と南緯62度10分西経58度55分15秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分20秒西経58度55分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分36秒西経58度54分40秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分52秒西経58度54分の地点を結ぶ直線、西経58度54分の経度線、南緯62度10分55秒西経58度54分の地点と南緯62度10分42秒西経58度55分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分30秒西経58度55分25秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯62度13分39秒の緯度線、西経58度56分44秒の経度線、南緯62度13分48秒の緯度線、西経58度56秒54秒の経度線により囲まれた区域にあるファイルズ半島の一部及び諸島、マックスウエル湾の海岸線及び南緯62度11分38秒西経58度55分22秒の地点と南緯62度11分34秒西経58度55分10秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、マックスウエル湾の海岸線及び南緯62度11分22秒西経58度54分33秒の地点と南緯62度11分21秒西経58度54分20秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域、南緯62度9分1秒西経58度56分42秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度9分1秒西経58度56分36秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度9分4秒西経58度56分22秒の地点を結ぶ直線、同地点

第二十六 第三十	(略)
(略)	<p>と南緯62度9分5秒西経58度56分22秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度9分7秒西経58度56分25秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ海岸線により囲まれた区域並びに南緯62度10分27秒西経58度59分13秒の地点を起点とし、同地点と南緯62度10分28秒西経58度59分7秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分30秒西経58度59分1秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分31秒西経58度58分53秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分35秒西経58度58分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分39秒西経58度58分44秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分42秒西経58度58分46秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分44秒西経58度58分51秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分49秒西経58度59分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分49秒西経58度59分12秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分51秒西経58度59分20秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分54秒西経58度59分17秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯62度10分54秒西経58度59分23秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶ海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。</p>

第二十六 第三十	(略)
(略)	

第五十南極特別保護地区	第三十七第四十九南極特別保護地区	(略)	第五南極特別保護地区
キング・ジョージ島のマックス・ドレイ島	(略)	(略)	ウイルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島
この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から約500メートルのところにあり、ドレイ島の海岸線により囲まれた区域から同	この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から約500メートルのところにあり、ドレイ島の海岸線により囲まれた区域から同	この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点(南緯66度14分15秒東経110度38分6秒)を起点とし、同地点とレーケンモレーンの北端(南緯66度14分15秒東経110度38分46秒)を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分6秒東経110度37分11秒の地点を結ぶレーケンモレーンの西端の線、同地点と南緯66度15分43秒東経110度34分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分37秒東経110度34分40秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分24秒東経110度35分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分21秒東経110度34分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分29秒東経110度33分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分15秒東経110度31分59秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶクラーク半島の海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。	この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点(南緯66度14分15秒東経110度38分6秒)を起点とし、同地点とレーケンモレーンの北端(南緯66度14分15秒東経110度38分46秒)を結ぶ直線、同地点と南緯66度16分6秒東経110度37分11秒の地点を結ぶレーケンモレーンの西端の線、同地点と南緯66度15分43秒東経110度34分45秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分37秒東経110度34分40秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分24秒東経110度35分9秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分21秒東経110度34分の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分29秒東経110度33分26秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯66度15分15秒東経110度31分59秒の地点を結ぶ直線及び同地点と起点を結ぶクラーク半島の海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

第五十南極特別保護地区	第三十七第四十九南極特別保護地区	(略)	第五南極特別保護地区
キング・ジョージ島のマックス・ドレイ島	(略)	(略)	ウイルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島
この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から東約500メートルのところにあり、ドレイ島並びに同島の西端とファイルズ半	この地区は、キング・ジョージ島のファイルズ半島の東海岸から東約500メートルのところにあり、ドレイ島並びに同島の西端とファイルズ半	この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点(南緯66度14分14秒東経110度38分7秒)を起点とし、同地点から南緯66度14分14秒の緯度線を東に進み、レーケンモレーンの北端(南緯66度14分14秒東経110度38分48秒)に至り、同地点からレーケンモレーンの西端の線を南南西に進み、南緯66度15分5秒東経110度37分12秒の地点に至り、同地点から西方、北から69度の方角に引いた直線を西西北西に進み、南緯66度15分16秒東経110度32分の地点に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を東北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。	この地区は、クラーク半島の北海岸にある地点(南緯66度14分14秒東経110度38分7秒)を起点とし、同地点から南緯66度14分14秒の緯度線を東に進み、レーケンモレーンの北端(南緯66度14分14秒東経110度38分48秒)に至り、同地点からレーケンモレーンの西端の線を南南西に進み、南緯66度15分5秒東経110度37分12秒の地点に至り、同地点から西方、北から69度の方角に引いた直線を西西北西に進み、南緯66度15分16秒東経110度32分の地点に至り、同地点からクラーク半島の海岸線を東北東に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

第五十一 南極特別 保護地区	(略)	島の北東の海岸線及び南緯62度12分34秒西経58度55分34秒の地点と南緯62度12分40秒西経58度55分4秒の地点を結ぶ標高一メートルの等高線により囲まれた区域を除いた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
第七十一 南極特別 保護地区	キング・ジョージ島のバートン半島	この地区は、南緯62度13分54秒西経58度47分1秒の地点を起点として、同地点から稜線を北東に進み、南緯63度13分42秒西経58度45分36秒の地点に至り、同地点から稜線を南に進み、南緯62度14分25秒西経58度45分28秒の地点に至り、同地点からバートン半島の海岸線を北西に進み、起点に至る線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。

別表第四 南極史跡記念物 (第八条関係)

番号	名称	位置
一〇八	(略)	(略)
八十三	ルーベ海岸のラルマンドフイヨルドのデータユ島にあるW基地	南緯六十六度五十二分西経六十六度三十分
八十四	ウインケ島のドリアン湾のダモイ岬に建てられた小屋	南緯六十四度四十九分西経六十三度三十分

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件 (第十二条関係)  
南極特別保護地区 要件  
第一〇第三南極特 (略)

第五十一 南極特別 保護地区	(略)	島の東海岸を結ぶ干出する岩及び干出堆の低潮線、アードレイ島の海岸線及びファイルズ半島の海岸線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分)から成る。
----------------------	-----	---

別表第四 南極史跡記念物 (第八条関係)

番号	名称	位置
一〇八	(略)	(略)
十二	(略)	(略)

別表第六 南極特別保護地区ごとの要件 (第十二条関係)  
南極特別保護地区 要件  
第一〇第三南極特 (略)

別保護地区 第四南極特別保護地区		第五く第十二南極特別保護地区 第十三南極特別保護地区
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>七 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>八 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>九 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百十メ</p>

別保護地区		第五く第十二南極特別保護地区 第十三南極特別保護地区
	(略)	<p>一 (略)</p> <p>二 当該地区内では車両を使用しないこと。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>

<p>第十四～第二十南極特別保護地区 第二十一南極特別保護地区</p>	<p>〇 一トル以下の空域を飛行しないこと</p>
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。 二 (略) 三 航空機は当該地区内に着陸しないこと。 四 科学的調査のために必要な場合を除き、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと</p>	<p>五〇七 (略) 八 当該地区内に当該地区以外の土壌をもち込まないこと。 九〇十二 (略)</p>

<p>第十四～第二十南極特別保護地区 第二十一南極特別保護地区</p>	<p>と。</p>								
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 (略) 三 航空機は当該地区内の陸域に着陸しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区の直上空域にあつては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。</p>	<p>八〇十一 (略) 五〇七 (略)</p> <table border="1" data-bbox="858 1496 1401 1998"> <tr> <td>単発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度七百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の回転翼航空機</td> <td>地表から高度千メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>単発式又は双発式の飛行機</td> <td>地表から高度四百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td>多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)</td> <td>地表から高度千メートル以下の空域</td> </tr> </table>	単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域	多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域	単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)	地表から高度千メートル以下の空域
単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域								
多発式の回転翼航空機	地表から高度千メートル以下の空域								
単発式又は双発式の飛行機	地表から高度四百五十メートル以下の空域								
多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)	地表から高度千メートル以下の空域								

<p>第二十二、第二十三、第二十四、第二十五南極特別保護地区</p>	<p>五 科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 当該地区内の陸域及びペンギンの繁殖地から二百メートル以内の海域では野営しないこと。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 当該地区内に当該地区以外の土壌を持ち込まないこと。</p> <p>九 (略)</p> <p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査、必要不可欠な管理活動又は教育活動に限る。</p> <p>二 当該地区内では徒歩で移動すること。</p> <p>三 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>四 当該地区内では野営しないこと。</p>
------------------------------------	--

<p>第二十二、第二十三、第二十四南極特別保護地区</p>	<p>五 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>六 当該地区内の陸域では野営しないこと。</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1417 1496 1457 1720">翼航空機</td> <td data-bbox="1417 1720 1457 2000">下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 1496 1417 1720">単発式又は双発式の飛行機</td> <td data-bbox="1305 1720 1417 2000">高度四百五十メートル以下の空域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1129 1496 1305 1720">多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)</td> <td data-bbox="1129 1720 1305 2000">高度千メートル以下の空域</td> </tr> </table>	翼航空機	下の空域	単発式又は双発式の飛行機	高度四百五十メートル以下の空域	多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)	高度千メートル以下の空域
翼航空機	下の空域							
単発式又は双発式の飛行機	高度四百五十メートル以下の空域							
多発式の飛行機(双発式の飛行機を除く)	高度千メートル以下の空域							

<p>第五十南極特別保護地区</p>	<p>第二十六、第四十九南極特別保護地区</p>
<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。</p> <p>二 当該地区内に、一回につき二十人以上（毎年十月一日から翌年の一月三十一日までの期間は、一回につき十人以上）立ち入らないこと。</p> <p>三 当該地区内では徒歩で移動すること。なお、当該地区内を徒歩で移動する場合、科学的調査に特に必要な場合を除き、別記の地図上に示された歩道を通ること。</p> <p>四 航空機は当該地区内に着陸しないこと。</p> <p>五 原則として、航空機は当該地区の直上空域を飛行しないこと。なお、当該地区の直上空域を飛行する場合、南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。</p> <p>六 回転翼航空機は、当該地区内の南極鳥類の繁殖地又は集団の直上空域をホバリングしないこと。</p>	<p>五 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>七 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。</p> <p>八 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

<p>第五十一南極特別保護地区</p> <p>第五十二南極特別保護地区</p> <p>第五十三南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>七 移入を防ぐこと。</p> <p>八 (略)</p> <p>九 (略)</p> <p>一〇 (略)</p> <p>一一 (略)</p> <p>一二 (略)</p> <p>一三 (略)</p> <p>一四 (略)</p>	<p>七 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名及び設置年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p> <p>八 当該地区内では野営しないこと。</p> <p>九 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。</p> <p>一〇 当該地区内に生きてゐる動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。</p> <p>一一 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。</p> <p>一二 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。</p> <p>一三 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。</p> <p>一四 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。</p>
---	---	---

<p>第五十一南極特別保護地区</p> <p>第五十二南極特別保護地区</p> <p>第五十三南極特別保護地区</p>	<p>(略)</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 一〇八 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>(略)</p>
---	--	------------

<p>第五十四～第六十 一南極特別保護地 区</p>	<p>第七 八・九 (略)</p>	<p>一～三 (略) 四 原則として、主屋棟に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき五人以上立ち入らないこと 五 原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第二号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。 六 管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内では車両を使用しないこと。 七～十八 (略)</p>	<p>第六十三～第七十 南極特別保護地区</p>	<p>第七十一南極特別 保護地区</p>	<p>一 当該地区内での活動は、他の場所ではできない科学的調査又は必要不可欠な管理活動に限る。 二 当該地区内では車両を使用しないこと。 三 原則として、航空機は、当該地区の直上空域であつて、地表から高度六百メートル以下の空域を飛行しないこと。 四 科学的調査又は管理活動のために必要な場合を除き、当該地区内に建築物その他の工作物を設置しないこと。また、当該工作物に国名、設置者名並びに設置年月日及び撤去予定年月日を明示すること。なお、必要がなくなつたときは、速やかに当該工作物を除去すること。</p>
<p>第五十四～第六十 一南極特別保護地 区</p>	<p>六・七 (略)</p>	<p>一～三 (略) 四 原則として、主屋棟に立ち入る場合は、前号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき五人以上立ち入らないこと 五 原則として、磁力計測小屋に立ち入る場合は、第三号の専門的な知識を有する者を同行させることとし、一回につき四人以上立ち入らないこと。 六 当該地区内では車両を使用しないこと。 七～十八 (略)</p>	<p>第六十三～第七十 南極特別保護地区</p>	<p>七～十八 (略)</p>	

- 五 原則として、当該地区内では野営しないこと。
- 六 当該地区内では、毎年十月一日から翌年三月三十一日までの期間は、発動機又は電動機その他騒音を生じさせるような機器を使用しないこと。
- 七 当該地区内に家きん又はその卵の加工品を持ち込まないこと。
- 八 当該地区内に生きている動物、植物又は微生物を持ち込まないこと。
- 九 当該地区内に持ち込むすべての物品を洗浄又は滅菌すること等により、動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐこと。
- 十 当該地区内に除草剤又は殺虫剤を持ち込まないこと。
- 十一 当該地区内では廃棄物を処分しないこと。ただし、し尿の海域への排出は除く。
- 十二 当該地区内での南極地域活動終了後に、遅滞なく、環境大臣の定める様式により、当該南極地域活動に係る報告書を環境大臣に提出すること。